

第5節 障害者（児）保健・福祉

1 障害者手帳

(1) 身体障害者手帳交付

根拠法令等	身体障害者福祉法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	-

<目的・事業内容>

疾病や事故等が原因で身体に永続的な障害がある者に対して、障害の程度に応じて等級を確認のうえ手帳を交付する。手帳交付を受けることにより、障害者福祉の制度を利用できる。

<対象者>

身体障害者福祉法施行規則別表第五号の身体障害者障害程度等級表に該当する身体障害者

<実績>

身体障害者手帳交付の状況

(平成24年3月31日現在)

区分		等級						
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
視覚障害		319	305	44	72	71	68	880
聴覚平衡機能障害		61	170	96	101	6	240	674
音声言語そしゃく機能障害		26	11	50	35		-	122
肢体不自由		827	1,011	659	858	445	183	3,983
内部障害	心臓	767	7	314	324	-	-	1,412
	じん臓	390	3	2	2	-	-	397
	呼吸器	32	0	41	24	-	-	97
	ぼうこう・直腸	6	1	11	193	-	-	211
	小腸	1	-	2	-	-	-	3
	免疫	3	1	1	-	-	-	5
	肝臓	9	2	1	-	-	-	12
小計		1,208	14	372	543	-	-	2,137
合計		2,442	1,511	1,221	1,609	522	484	7,796

等級は総合等級、障害名は重複障害の場合は等級の重い方

身体障害者手帳登録者の推移

(各年度末現在)

区分		年度				
		19	20	21	22	23
視覚障害		1,014	979	956	983	880
聴覚平衡機能障害		672	698	702	751	674
音声言語そしゃく機能障害		121	123	121	139	122
肢体不自由		3,998	4,108	4,261	4,383	3,983
内部障害	心臓	1,501	1,169	1,364	1,437	1,412
	じん臓	420	346	379	415	397
	呼吸器	155	154	161	146	97
	ぼうこう・直腸	232	188	216	265	211
	小腸	4	4	5	3	3
	免疫	6	2	3	5	5
	肝臓	-	-	-	7	12
小計		2,318	1,863	2,128	2,278	2,137
合計		7,933	8,135	8,358	8,534	7,796

(2)療育手帳交付

根拠法令等	福岡県療育手帳交付要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	

<目的・事業内容>

知的機能の障害が発達期（概ね18歳まで）に現れ、日常生活に支障が生じている者へ手帳を交付し、もって必要な援護を行うもの。

<実績>

（各年度末現在）

年度	19	20	21	22	23
区分					
A（最重度・重度）	520	527	552	598	610
B（中度・軽度）	423	453	489	512	549
計	943	980	1,041	1,110	1,159

(3)精神障害者保健福祉手帳交付

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	

<目的・事業内容>

精神障害者への福祉サービスの向上のため、一定の精神障害の状態を証することを目的として交付されるものであり、市は申請の受付と県で決定した手帳を交付するもの。

<実績>

精神障害者保健福祉手帳所持者の状況（累計）

年度	区分	男性	女性	合計
21	1級	50	43	93
	2級	247	217	464
	3級	86	54	140
	計	383	314	697
22	1級	52	46	98
	2級	282	248	530
	3級	88	72	160
	計	422	366	788
23	1級	56	45	101
	2級	278	260	538
	3級	86	67	153
	計	420	372	792

精神障害者在院患者数

（各年度末現在）

年度	計	措置入院	医療保護入院	任意入院	通院医療公費負担利用者数
19	1,136	5	358	773	2,142
20	1,141	5	382	754	2,131
21	1,151	3	374	774	2,161
22	1,141	2	360	779	2,320
23	1,150	2	353	795	2,154

(4)福祉制度一覧表(1)

制 度	公 共 料 金 等 の 割 引										日常生活の援助							
	タクシー 料 金		鉄道運賃 割 引		バ ス 運 賃	国 内 航 空	NHK 受信料		電 話 番 号 無 料 案 内	有 料 道 路	携 帯 電 話 基 本 使 用 料 等 の 割 引	車 い す 貸 出 し	補 装 具	日 常 生 活 用 具	障 害 福 祉 サ ー ビ ス	地 域 生 活 支 援 事 業	郵 便 不 在 者 投 票	住 宅 改 造 費 助 成
	福 祉 タ ク シ ー 利 用 券	一 割 引	第 一 種	第 二 種			全 額 免 除	半 額 免 除										
視 覚	1																	
	2																	
	3																	
	4																	
	5																	
	6																	
聴 覚 ・ 平 衡	2																	
	3																	
	4																	
	5																	
	6																	
音 声 言 語	3																	
	4																	
肢 体 不 自 由	1																	
	2																	
	3																	
	4																	
	5																	
	6																	
内 部	1																	
	3																	
	4																	
知 的 障 害	A																	
	B																	
精 神	1																	
	2																	
	3																	

福祉制度一覧表(2)

障害の種別	制 度	社会参加		税金			手当等					医療							
		自動車改造助成費	自動車運転免許	特別障害者控除	障害者控除	自動車取得税免除	自動車税免除	障害基礎年金	扶養共済	障害児福祉手当	特別障害者手当	特別児童扶養手当	生活福祉資金貸付	じん臓疾患患者福祉給付金	自立支援医療			重度障害者医療	後期高齢者医療制度
															更生医療	精神通院医療	育成医療		
視 覚	1																		
	2																		
	3																		
	4																		
	5																		
	6																		
聴覚・ 平衡	2																		
	3																		
	4																		
	5																		
	6																		
音声語	3																		
	4																		
肢体不 自由	1																		
	2																		
	3																		
	4																		
	5																		
	6																		
内 部	1																		
	3																		
	4																		
知的 障害	A																		
	B																		
精 神	1																		
	2																		
	3																		

..... 対象 状況により対象

2 障害者福祉施策

(1) 障害者自立支援法に基づく障害程度区分認定

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	国 1/2, 市 1/2

< 目的・事業内容 >

障害者自立支援法の施行に伴い、介護給付等の受給を希望する障害者は障害程度区分の認定を受けることが必要となったため、障害程度の調査及び審査を行っている。

< 実績 >

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
認定件数	101	142	334	190	337
審査会開催回数	14/年	14/年	20/年	13/年	20/年

(2) 障害者自立支援法に基づく介護給付

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2 県 1/4 市 1/4

< 目的・事業内容 >

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うホームヘルプや自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で介護を行う短期入所、昼間、入浴等の介護を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する生活介護、施設に入所する人に夜間や休日に介護を行う施設入所支援などの介護の支援を行う。

< 実績 >

区分 \ 年度	19	20	21	22	23	
ホームヘルプ	利用回数(延)	37,421	45,476	58,098	58,098	67,009
	事業費(千円)	114,717	127,418	208,715	208,715	247,298
短期入所	利用日数(延)	696	644	599	599	930
	事業費(千円)	5,461	4,443	5,038	5,038	8,337
重度訪問介護	利用時間(延)	1,969	2,323	3,000	3,000	3,174
	事業費(千円)	3,016	4,152	6,033	6,033	7,136
児童デイサービス	利用回数(延)	1,926	1,422	1,337	1,337	2,390
	事業費(千円)	6,205	6,343	9,915	9,915	18,634
療養介護	利用人数(延)	30	36	63	63	68
	事業費(千円)	6,246	7,762	16,778	16,778	17,739
療養介護医療	利用人数(延)	30	36	63	63	68
	事業費(千円)	2,151	2,222	3,933	3,933	3,606
生活介護	利用回数(延)	7,374	12,533	28,228	28,228	49,006
	事業費(千円)	46,788	91,412	294,799	294,799	453,195
施設入所支援	利用人数(延)	269	388	1,080	1,080	1,886
	事業費(千円)	16,010	23,567	105,069	105,069	163,876
ケアホーム	利用人数(延)	53	98	202	202	288
	事業費(千円)	4,611	7,570	19,519	19,519	29,009
旧法施設支援	利用人数(延)	3,637	3,851	2,779	2,779	1,806
	事業費(千円)	782,895	765,535	556,717	556,717	354,337

(3) 障害者自立支援法に基づく訓練等給付

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4

< 目的・事業内容 >

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のための必要な訓練や一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練及び夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行う。

< 実績 >

区分		年度	19	20	21	22	23
自立訓練	利用回数 (延)		424	434	960	1,151	1,196
	事業費 (千円)		2,998	1,964	5,594	6,142	7,632
就労移行支援	利用回数 (延)		3,030	3,554	5,473	6,184	7,799
	事業費 (千円)		20,946	27,411	44,982	52,672	66,387
就労継続支援	利用回数 (延)		7,744	8,569	16,723	21,600	29,516
	事業費 (千円)		31,597	43,411	110,702	145,285	196,038
グループホーム	利用人数 (延)		249	269	225	220	265
	事業費 (千円)		15,317	12,952	12,596	13,898	16,513

平成 18 年度から障害者自立支援法に基づき身体障害者、知的障害者及び精神障害者を一元化

(4) 障害者入所系支援施設の決定状況

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	-

< 目的・事業内容 >

障害者の福祉を図るため、その者の更生を援助し、又は必要な保護を行う。

< 施設概要 >

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

種別		決定数 (人)	利用施設数
新法	施設入所支援	222	54 施設
	ケアホーム	31	18 施設
	グループホーム	26	20 施設
旧法	身体障害者入所更生施設	0	0 施設
	身体障害者入所授産施設	0	0 施設
	身体障害者入所療護施設	0	0 施設
	知的障害者入所更生施設	14	6 施設
	知的障害者入所授産施設	8	2 施設
	知的障害者通勤寮	0	0 施設
合計		340	100 施設

(5) 補装具の交付及び修理状況

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4, 市 1/4

< 目的・事業内容 >

障害により失われた身体機能を補完又は代替し、身体障害者（児）の日常生活の向上を図ることを目的として、交付や修理を行う。

< 実 績 >

区分		年度				
		19	20	21	22	23
補聴器	交付件数	41	51	37	41	47
	修理件数	16	13	15	13	18
	金額(千円)	2,557	3,326	2,128	2,865	3,312
義肢	交付件数	11	5	16	6	13
	修理件数	15	14	14	15	12
	金額(千円)	5,064	2,852	6,236	3,515	7,063
車椅子	交付件数	26	21	22	25	25
	修理件数	72	58	42	53	38
	金額(千円)	6,203	5,419	4,302	6,412	5,863
装具	交付件数	52	43	34	38	33
	修理件数	15	16	7	14	17
	金額(千円)	3,175	3,383	2,368	4,885	3,662
安全杖	交付件数	21	16	17	20	17
	修理件数	1	0	0	0	0
	金額(千円)	83	63	70	79	68
その他	交付件数	20	164	23	22	20
	修理件数	6	13	37	21	26
	金額(千円)	2,081	2,588	4,859	4,664	4,336
計	交付件数	171	300	149	152	155
	修理件数	125	114	115	116	111
	金額(千円)	19,163	17,631	19,963	22,420	24,304

平成18年10月から重度障害者用意思伝達装置が日常生活用具から補装具へ移行し、点字器・頭部保護帽・人工喉頭・歩行補助つえ（一本つえのみ）・ストーマ装具・紙おむつ・収尿器が補装具から日常生活用具へ移行

(6) 更生医療の給付

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国1/2, 県1/4, 市1/4

< 目的・事業内容 >

障害部位の手術等により、機能の改善や維持が保たれる等の治療効果が期待される場合に、日常生活や社会活動力、職業能力を回復又は向上させることを目的として給付する。

< 実 績 >

区分		年度				
		19	20	21	22	23
じん臓	件数	2,929	3,489	3,221	4,142	4,628
	金額(千円)	201,356	216,550	236,614	251,377	284,478
心臓	件数	220	159	119	155	111
	金額(千円)	44,704	21,592	19,575	38,657	18,042

その他	件数	27	89	27	75	80
	金額(千円)	4,389	6,580	3,083	6,958	10,918
計	件数	3,176	3,737	3,367	4,372	4,819
	金額(千円)	250,449	244,722	259,272	296,992	313,438

(7) 相談支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行う。

< 実績 >

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
利用件数(延数)	17,492	17,361	11,278	13,353	12,858
事業費(千円)	25,000	23,750	21,375	20,309	20,309
事業所数	4	4	4	4	4

平成18年10月から実施。

(8) 移動支援事業

移動支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

< 目的・事業内容 >

屋外での移動が困難な障害のある人について、外出の為の支援を行う。

< 実績 >

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
延利用時間	12,455	15,081	19,127	21,417	20,077
事業費(千円)	28,106	31,356	42,070	49,184	48,435

平成18年10月から実施

身体障害者外出援助サービス事業

根拠法令等	大牟田市外出援助サービス事業実施要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

支援費制度移行に伴う、ガイドヘルプサービス事業実施要綱の廃止により、ガイドヘルプサービスの利用対象とならなくなった障害者に対して、生活の急激な変化から生じる影響を緩和するため、本市独自の事業として、ヘルパーによる外出時の介助サービスを実施することにより、在宅の身体障害者の自立と社会参加の促進を図る。

<実績>

年度	19	20	21	22	23
区分					
延利用時間	393	368	312	267	246
事業費 (千円)	511	478	406	347	320

(9) コミュニケーション支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

<目的・事業内容>

聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するために、要約筆記奉仕員・手話奉仕員の派遣事業、手話通訳者の配置事業を行い、聴覚障害者等の社会参加を促進する。

<実績>

要約筆記奉仕員派遣事業

年度	19	20	21	22	23
区分					
延派遣回数	8	11	24	8	12
事業費 (千円)	120	129	105	94	58

手話奉仕員派遣事業

年度	19	20	21	22	23
区分					
延派遣回数	193	173	121	163	238
事業費 (千円)	855	806	359	321	449

手話通訳者配置事業

年度	19	20	21	22	23
区分					
延配置時間	311	298	1085.5	1094.5	1,099.5
事業費 (千円)	559	536	1,092	1,099	1,107.5

(10) 地域活動支援センター事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 障害サービス担当 認定・相談担当	負担割合	基礎的事業分(市 10/10), 機能強化事業分(国 1/2, 県 1/4, 市 1/4)

<目的・事業内容>

障害者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する。

<実績型>

年度	19	20	21	22	23
区分					
延利用回数(延登録者数)	5,871	13,841	17,757	21,334	25,059
事業費(千円)	20,800	20,800	18,720	18,720	18,720
事業所数	2	2	2	2	2

<実績型>

年度	19	20	21	22	23
区分					
延利用回数(延登録者数)	4,101	4,532	4,840	5,115	4,952
事業費(千円)	23,600	23,600	17,700	17,700	17,700
事業所数	4	4	3	3	3

(11) 日常生活用具給付事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

<目的・事業内容>

在宅の重度障害者(児)等に対し、日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。

<実績>

(単位:件)

年度	19	20	21	22	23
区分					
特殊寝台	1	5	2	6	5
盲人用時計	9	7	6	8	7
視覚障害者用ポータブルレコーダー	5	3	1	11	7
入浴補助用具	7	5	5	8	2
聴覚障害者用屋内信号装置	2	2	3	1	8
聴覚障害者用通信装置	6	2	2	4	4
ストーマ装具・紙おむつ等・収尿器	2,365	2,480	2,495	2,393	2,662
その他	52	50	37	48	51
合計	2,447	2,554	2,551	2,479	2,746

平成18年10月から重度障害者用意思伝達装置が日常生活用具から補装具へ移行し、点字器・頭部保護帽・人工喉頭・歩行補助つえ(一本つえのみ)・ストーマ装具・紙おむつ・収尿器が補装具から日常生活用具へ移行

(12) 日中一時支援事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

<目的・事業内容>

障害者支援施設等を日中における活動の場として提供し、見守り、社会に適応する為の日常的な訓練その他必要な支援を行う。

<実績>

年度	19	20	21	22	23
区分					
延利用回数	4,738	6,099	5,924	5,418	5,062
事業費(千円)	11,581	14,769	14,394	13,675	12,925

平成18年10月から実施

(13)福祉ホーム事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

<目的・事業内容>

低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援する施設。

<実績>

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
延利用回数	43	46	55	48	48
事業費 (千円)	1,280	1,369	1,638	1,736	1,838

(14)社会参加促進事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2 県 1/4, 市 1/4

<目的・事業内容>

障害者に対する日常生活に係る必要な訓練・指導の実施や各種奉仕員の養成及び派遣を行うほか、手話通訳の福祉課内設置、点字・声の広報等の発行、自動車運転免許取得・改造の助成、スポーツ教室・大会の開催等を行うことにより、もって障害者の自立と社会参加促進を図る。

<実績>

事業名 \ 年度	19	20	21	22	23
点訳奉仕員養成事業	202	121	160	143	143
朗読奉仕員養成事業	130	99	145	127	127
要約筆記奉仕員養成事業	871	637	699	652	475
手話奉仕員養成事業	473	516	493	554	554
点字・声の広報等発行事業	507	507	508	485	483
自動車運転免許取得・改造助成事業	404	200	399	735	540
生活訓練事業	567	567	510	453	454
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	400	400	360	360	360
福祉機器リサイクル事業	8	29	0	21	0
入院時生活支援事業	-	22	86	89	44
合計 (千円)	3,562	3,098	3,360	3,619	3,180

(15)訪問入浴サービス事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

<目的・事業内容>

訪問により居宅において入浴サービスを提供することにより、地域における身体障害者の生活を支援するとともに、身体障害者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る。

<実績>

年度	19	20	21	22	23
区分					
利用件数(延数)	233	351	327	265	142
業費(千円)	2,054	3,088	2,862	2,378	1,268

(16) 更生訓練費支給事業

根拠法令等	障害者自立支援法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

<目的・事業内容>

就労移行支援事業又は自立訓練事業の利用者及び指定旧施設支援を受けている身体障害者のうち、更生訓練を受けている者等に対し、訓練に要する費用として更生訓練費を支給することにより、社会復帰の促進を図る。

<実績>

年度	19	20	21	22	23
区分					
利用件数(延人数)	145	113	76	77	86
事業費(千円)	551	389	219	251	248

(17) 巡回相談の状況

根拠法令等	身体障害者福祉法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	-

<目的・事業内容>

補装具や身体障害者手帳等の相談に応じることにより、身体障害者(児)の福祉の向上を図ることを目的とし、年1回実施している。

<実績>

年度	19	20	21	22	23
区分					
相談延べ件数	56	23	36	33	41

(18) 配食サービス事業

根拠法令等	大牟田市配食サービス事業実施要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

栄養のバランスのとれた食事を調理し、訪問により定期的に提供するとともに、利用者の安否を確認することにより、在宅の身体障害者の自立と生活の質を確保し、またその家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る。

<実績>

年度	19	20	21	22	23
区分					
1日平均利用件数(人)	5	5	6	5	6
実施日数(日)	218	242	242	243	244

延べ配食数	848	936	920	815	990
事業費 (千円)	128	141	138	122	149

(19)福祉タクシー料金助成事業

平成3年10月より実施

根拠法令等	大牟田市福祉タクシー料金助成事業実施要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市 10/10

<目的・事業内容>

心身に重度の障害を有する者に対しタクシー利用料金の一部(基本料金)を助成することにより日常生活の利便を図る。

<実績>

区分	19	20	21	22	23
交付人員	373	363	347	352	328
交付延枚数	8,696	6,372	3,993	3,869	3,744
利用延枚数	7,059	5,205	3,288	2,965	3,022
事業費 (千円)	4,023	3,277	2,035	1,836	1,870

(20)身体障害者相談員・知的障害者相談員

根拠法令等	福岡県身体障害者相談員業務委託要綱 福岡県知的障害者相談員業務委託要綱 大牟田市身体障害者相談員設置要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	県 10/10 市 10/10

<目的・事業概要>

県知事又は市長より委託を受けた障害当事者が、身体障害者又は知的障害者の地域活動推進を図るほか、身体障害者又は知的障害者やその保護者の相談に応じ、必要な援助を行う。

<身体障害者相談員名簿>

(任期 平成21年6月～平成24年5月)

区分	氏名	電話	FAX	備考
県	阿具根 富雄	54-3724		
	猪飼 久司	54-3710		
	古庄 和秀	52-8164		
	大場 和正	58-7320		
	大山 暁美	53-2568		
	木上 秀夫	58-0801		
	幸田 義勝	57-8002		
	堺 盛芳	58-3082		
	野母 晋平	52-4418		
	蓮尾 元紀		51-3931	
	松尾 サダ子	56-1642		
	矢加部 逸雄	57-2348		H20.6～
	長井 直子	52-8655		H21.6～
	有松 由里子	54-7212		

<知的障害者相談員名簿> (任期 平成20年10月～平成23年9月)

区分	氏名	電話
県	鬼塚 賢慈	51 - 1158
	木村 香代子	56 - 4092
	増田 佳子	56 - 3308

(21)在日外国人障害者福祉手当

根拠法令等	大牟田市在日外国人障害者福祉手当支給要綱	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	市10/10

<目的・事業内容>

国民年金制度上の理由で障害基礎年金等の給付を受けることができない障害のある在日外国人に障害者福祉手当を支給することにより、もって福祉の増進を図る。

<実績>

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
支給人員	1	1	1	1	1
支給額(千円)	120	120	120	120	120

(22)大牟田市障害者等文化体育施設(サン・アビリティーズおおむた)の利用状況

根拠法令等	大牟田市障害者等文化体育施設条例	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	

<目的・事業内容>

障害者等の文化活動やスポーツの振興及び健康の増進を図るとともに、交流の場を提供し、もって障害者等の福祉の増進に寄与する。

<施設の概要>

所在地	大牟田市大字手鎌 1380-3
敷地面積	4,794.135 m ²
建築面積	1,582.04 m ²
構造	鉄筋コンクリート造(一部鉄骨造)、平家建
主な施設	アリーナ(体育室)、研修室、音楽室、教養文化室、多目的室、相談室、図書コーナー、相談コーナー、談話コーナー
開設	昭和59年11月

平成15年度より名称を「大牟田勤労身体障害者教養文化体育施設」から「大牟田市障害者等文化体育施設」へ変更

<利用状況>

区分 \ 年度	19	20	21	22	23	
開館日数(日)	292	293	293	293	295	
利用者	障害者(人)	16,424	15,653	13,675	14,849	14,092
	その他(人)	36,307	40,252	36,891	39,255	38,549
	計(人)	52,731	55,905	50,566	54,104	52,641
障害者利用率(%)	31.1	27.9	27.0	27.4	26.7	

利用者数は、サン・アビ祭、障害者体育大会等への参加者を含む

(23)心身障害者(児)扶養共済制度掛金扶助

根拠法令等	大牟田市心身障害者扶養共済掛金の扶助に関する規則	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	県 1/2, 市 1/2

< 目的・事業内容 >

心身障害者扶養共済制度（障害者（児）を扶養する保護者が一定額の掛金を納め、保護者が死亡した場合や重度の障害となった場合に、障害者に終身一定額の年金を支給する制度）の加入者のうち、掛金の納付が困難な者に対してその掛金を扶助する。

< 実 績 >

心身障害者(児)扶養共済事業加入状況

区分 \ 年度	19	20	21	22	23
加入世帯数(延)	233	216	240	192	132
扶助世帯数(延)	62	60	65	36	48
扶助料(千円)	214	275	288	187	198

(24)重度障害者医療

根拠法令等	大牟田市重度障害者医療費の支給に関する条例	所管課	児童家庭課
申請窓口	児童家庭課 子育て支援担当	負担割合	県 1/2, 市 1/2

< 目的・事業内容 >

重度の障害者に対し医療費の一部を支給することにより疾病の早期治療を促進し、もって保健の向上と福祉の増進を図る。

< 支給対象者 >

- ・市内に住所を有するもの
- ・小学校就学後の重度の身体障害者(児)、知的障害者(児)、精神障害者(児)
- ・国民健康保険、後期高齢者医療保険又は社会保険に加入している人
- ・生活保護法による医療扶助を受けていないこと
- ・本人及び扶養義務者の前年の所得が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令に定める額を超えていない者

< 実 績 >

区分 \ 年度	19	20	21	22	23	
国保	対象者	3,061	871	873	883	813
	件数	75,848	20,425	16,279	18,332	18,319
	金額(千円)	441,404	163,155	149,838	148,727	153,750
後期	対象者		2,456	2,443	2,395	2,351
	件数		63,164	51,966	53,701	51,987
	金額(千円)		290,073	228,303	229,445	217,322
社保	対象者	744	370	343	370	402
	件数	19,488	8,418	6,283	7,188	7,244
	金額(千円)	144,548	67,795	61,140	66,433	71,306
計	対象者	3,805	3,697	3,659	3,648	3,566
	件数	95,336	92,007	74,528	79,221	77,550
	金額(千円)	585,952	521,023	439,281	444,605	442,378

(25) 特別障害者手当等

根拠法令等	特別児童扶養手当等の支給に関する法律	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 1/2, 県 1/4 市 1/4

< 目的・事業内容 >

精神又は身体に重度の障害のあるものに手当を支給することにより、その者の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。

< 支給対象者 >

- ・ 精神又は身体に重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする者
- ・ その者及び扶養義務者の前年の所得額が制限額未満である者

< 実績 >

区分		年度				
		19	20	21	22	23
支給 人員	特別障害者手当	1,449	1,451	1,366	1,352	1,319
	障害児福祉手当	653	620	644	561	568
	福祉手当（経過措置分）	393	349	311	266	251
	計	2495	2,420	2,321	2,179	2,138
支給額（千円）		53,354	52,298	49,850	47,639	46,507

人員は延人員

(26) 特別児童扶養手当

根拠法令等	特別児童扶養手当法	所管課	福祉課
申請窓口	福祉課 障害サービス担当	負担割合	国 10/10

< 目的・事業内容 >

精神または身体が障害の状態（法令で定める程度以上）にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給する制度。

< 支給対象者 >

日本国内に住所があり、精神又は身体に別表に該当する程度の障害を有する児童を看護している父か母、又は、父母に代って、その児童を養育している人

< 実績 >

（手当支給停止者を除く。平成24年3月31日現在）

年度	19	20	21	22	23
支給人員	118	124	123	133	164

特別児童扶養手当（旧法昭和46年4月1日以前認定分）は、国100%負担

3 精神保健福祉

(1) 精神保健福祉相談・訪問事業

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領 等	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	市 10/10

< 目的・事業内容 >

精神障害者の早期治療の促進ならびに社会復帰及び自立の促進と地域住民への精神障害についての啓発を行う。心の健康相談の定期開催。窓口での相談受付等。

< 実 績 >

精神保健相談の状況

年 度		精 神 保 健 相 談								
		実人員	延 人 員							
			計	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康づくり	その他
19	男	80	257	2	129	12	2	1	39	72
	女	68	152	13	28	1	0	1	37	72
20	男	56	192	0	113	8	0	0	18	53
	女	53	169	8	79	0	0	3	20	59
21	男	67	130	8	45	9	4	1	12	51
	女	57	130	6	34	1	0	1	11	77
22	男	69	157	6	44	7	0	6	26	68
	女	53	126	8	40	2	0	2	19	55
23	男	55	181	0	114	12	0	3	12	40
	女	47	106	4	75	3	0	1	6	17

精神保健訪問指導の状況

年 度		精 神 保 健 訪 問 指 導					
		実人員	延 人 員				
			計	老人精神保健	社会復帰	アルコール・薬物	その他
19	男	40	117	11	51	7	48
	女	19	83	2	18	1	62
20	男	31	83	0	50	0	33
	女	16	41	1	17	0	23
21	男	32	53	2	26	1	24
	女	21	38	1	9	0	28
22	男	21	39	1	25	1	12
	女	12	17	0	8	0	9
23	男	40	95	0	30	9	56
	女	24	44	2	16	2	24

心の健康相談

年度 区分	19	20	21	22	23
相談延人員	25(2)	31(2)	25(4)	21(2)	14(4)

()内は、酒害相談を内数で示す。

(2)精神障害の広報啓発事業

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 保健所及び市町村における精神保健福祉業務運営要領等	所管課	福祉課
担当窓口	福祉課 認定・相談担当	負担割合	市 10/10

1) 精神保健福祉講演会

『「ひきこもり」これって病気?』をテーマに講演会を実施。 【参加者数】 55人

2) 精神保健福祉講座

「統合失調症の基礎知識」他をテーマに講座を2回シリーズで実施。 【参加者数】 50人

3) 自殺対策緊急強化事業

普及啓発事業

「日本文化の深層心理学～潔く生きないように～」をテーマに講演会を実施。 【参加者数】 200人

「うつ病とアルコール依存症」をテーマに5地区公民館で講演会を実施。 【参加者数】 160人

対面型相談支援事業(「いのちの相談窓口」)

日常生活の心配事や困り事で思い悩み、心の健康に不安を感じている人に対して、臨床心理士等による相談支援を実施。

【相談延人員】 14件

(3)大牟田市障害者自立支援協議会の運営

障害者自立支援法が目指す「障害のある人が普通に暮らせる地域づくり」を実現するため、具体的かつ定期的な協議を行い、協働して課題の解決を図っていく場として、相談支援事業者や障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、教育・雇用関係機関、障害者団体及び行政等で構成する民と官協働の大牟田市障害者支援協議会を設置している。協議会では、地域の関係機関によるネットワークを構築し、住居確保・就労などの課題ごとにプロジェクト会議を設置、障害者福祉に関する困難事例の解決や地域の課題抽出とその改善を目指した活動を行っている。